

春日井市延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化した保育需要に対応し、児童の福祉の向上を図るため、延長保育事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「延長保育」とは、11時間の開所時間を超える保育で、開所時間の前後30分以上実施するものをいう。

(実施施設)

第3条 事業の実施施設は、次に掲げる施設のうちから市長が指定した施設（以下「指定園」という。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項により設置された小規模保育事業所
- (2) 法第35条第3項及び第4項により設置された保育所
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により、設置された幼保連携型認定こども園

2 指定園は、国又は県の延長保育事業に係る補助金又は交付金要綱に定める基準を満たさなければならない。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に該当する児童であり、かつ指定園に入所している児童又は入所が決定している児童であって、その保護者等が延長保育の実施時間に当該児童を保育することができないと認められるものとする。

(利用の手続き)

第5条 事業を利用しようとする児童の保護者等（以下「申請者」という。）は、原則として利用しようとする日の前月の初日から利用しようとする日の3日前までに、延

長保育利用申請書（第1号様式）に就労時間証明（申立）書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の規定により利用の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を延長保育（利用決定・不承諾）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、利用決定の通知については、市長が特に必要であると認める場合を除き、口頭で行うことができるものとする。

（利用決定の取消し）

第7条 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が利用決定を取りやめようとするときは、延長保育利用取りやめ申出書（第4号様式）を取りやめたい日の3日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定により利用決定の取りやめの申し出があったとき。
- (2) 利用者の児童が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者が虚偽の申請又は不正な手続きにより利用決定を受けたとき。
- (4) 利用者の児童の保育を継続することが特に困難であると認めたとき。

3 市長は、利用決定を取り消すときは、延長保育利用決定取消通知書（第5号様式）により利用者に通知するものとする。ただし、春日井市教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則（平成27年春日井市規則第34号）第2条第2項に規定する保育料等決定通知書をもって利用決定の取消しの通知とすることができる。

4 第2項の規定による利用決定の取消しにより、利用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

（保育料の徴収方法）

第8条 延長保育の保育料は、通常の保育料に合算して徴収するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市延長保育事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市延長保育事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市延長保育事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

保育時間確認書

（宛先）春日井市長

年 月 日

住 所		
保護者氏名		
園 名		
児 童 氏 名	(整理番号) . 年保育)	(整理番号) . 年保育)
	(整理番号) . 年保育)	(整理番号) . 年保育)

	保護者勤務状況等	
	父	母
勤 務 先 名 称	TEL	TEL
勤 務 先 所 在 地		
勤務先から 利用園まで の所要時間	片道 時間 分 通勤手段 ()	片道 時間 分 通勤手段 ()
勤 務 時 間 【月～金】	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで
勤 務 時 間 【土】	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで
希望する 保育時間	【月～金】午前 時 分～午後 時 分 【土】午前 時 分～午後 時 分	
※該当者のみ 延長保育 時間外保育	(理由) (期間) 年 月 日～ 年 月 日	

延長保育料	課長	課長補佐	主査	担当	園長
年 月 分から 年 月 分まで (コード) 円					

第2号様式（第5条関係）

就労時間証明（申立）書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（証明者）

所在地

事業所名

代表者名

次のとおり証明（申立）します

就労者 氏名	
-----------	--

勤務日	勤務時間等
平日	【通常シフト】 ①午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
	【変則シフト】 ②午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
	③午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
	④午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
	⑤午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
土曜日	【通常シフト】 ①午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
	【変則シフト】 ②午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
	③午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分： 日／月
休日	曜日 曜日 祝日

第3号様式（第6条関係）

延長保育（利用決定・不承諾）通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました延長保育事業の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。なお、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに申し出てください。

- 下記の保育実施日について延長保育事業の利用を決定します。
- 下記の理由により不承諾とします。

施設名		
児童氏名	(整理番号)	(整理番号)
期間	年 月 日～ 年 月 日	
保育時間	【月～金曜日】 午前 時 分～午後 時 分	
	【土曜日】 午前 時 分～午後 時 分	
不承諾の理由		

第4号様式（第7条関係）

延長保育利用取りやめ申出書

年 月 日

（宛先） 春日井市長

住所 _____

氏名 _____

年 月 日付けで決定を受けた延長保育事業の利用を取りやめたいので届け出ます。

利用決定を受けた児童名	性別	生 年 月 日	施設名
		年 月 日（ 歳児）	
		年 月 日（ 歳児）	
		年 月 日（ 歳児）	
利用を取りやめようとする 期 間			

第5号様式（第7条関係）

延長保育利用決定取消通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

延長保育事業の利用について、次のとおり取り消します。

利用決定を受けた児童名	性別	生 年 月 日	施設名
		年 月 日（ 歳児）	
		年 月 日（ 歳児）	
		年 月 日（ 歳児）	
取 消 期 間			
取 消 理 由			